

日本とグアテマラ
—— グアテマラ日本人移民と移民論（1893-95年）——

大 島 正 裕

キーワード

グアテマラ日本人移民, 珍田捨己, グアテマラのコーヒー産業, 日本・グアテマラ
修好通商条約及び移民条約, 移民論

Resumen

Se han publicado diversos estudios acerca de la inmigración japonesa hacia América Latina, sobretodo hacia Perú y Brasil. Sin embargo, son casi inexistentes los estudios de inmigrantes japoneses en Guatemala, a pesar de que fueron los primeros inmigrantes en llegar a América Latina.

El presente artículo pretende relatar la historia desconocida entre Japón y Guatemala, su relación a finales del siglo XIX, así como narrar la inmigración japonesa a Guatemala dentro del contexto de la inmigración hacia América Latina

En el año 1893 por intermedio del traficante de inmigrantes, Walter T. Ferguson fueron trasladados a Guatemala 144 trabajadores japoneses desde Hawaii, a fin de ser empleados en los campos agrícolas de tres fincas cafetaleras. Sin embargo, luego del primer mes surgieron problemas debido al incumplimiento por parte de los finqueros de las condiciones bajo las cuales fueron contratados y los malos tratos que recibían de éstos, originando huelgas e inclusive fugas, viéndose los inmigrantes japoneses en la necesidad de enviar una solicitud al Consulado General del Japón en San Francisco, California (Los Estados Unidos) para conseguir ayuda. No existía ninguna otra opción en aquel momento, más que enviarla a California, ya que Guatemala y Japón no mantenían una relación diplomática, por lo tanto no existía Embajada ni Consulado en el país.

Ante esta situación, el Gobierno del Japón envió a Guatemala a Sutemi Chinda, Cónsul General del Japón en San Francisco, designado como el Encargado de Negocios para estos efectos. Después de muchas gestiones y esfuerzos, Sutemi Chinda consiguió liberar a los inmigrantes de los contratos que los tenían atados a los finqueros.

La producción y exportación cafetalera en Guatemala se encontraba en su apogeo bajo el gobierno liberalista nacido como resultado de la Reforma Liberal de 1871. No obstante, el sistema de trabajos forzados existente, llamado “el Mandamiento”, el cual consistía en reclutar a indígenas contra su voluntad, estaba fracasando. Ante la falta de trabajadores en las fincas, los cafetaleros empezaron a evaluar seriamente la posibilidad de introducir trabajadores japoneses en reemplazo de indígenas.

Por entonces, los representantes diplomáticos de Japón y Guatemala en los Estados

Unidos, Gozo Tateno y Antonio Lazo Arriaga respectivamente, iniciaron las negociaciones para la firma de un Tratado de Amistad, Comercio y Navegación y de Inmigración, a fin de rescatar a los trabajadores japoneses contratados para laborar en Guatemala y de promover el traslado de inmigrantes japoneses a Guatemala en el futuro, pretendiendo llegar a un consenso lo más pronto posible por medio de la aplicación de las cláusulas incluidas en el Tratado de Amistad, Comercio y Navegación existente entre México y Japón, el cual fue firmado en el año 1888 o del Tratado entre Nicaragua y Japón que se encontraba a punto de ser definido. Al mismo tiempo se discutía en la Asamblea Nacional en Japón acerca del envío de inmigrantes japoneses a Guatemala.

1. はじめに

1893（明治26）年7月、後に「幻滅のグアテマラ移民」（入江，1981）と評されたハワイからの転航移民日本人27名がハワイのホノルル港から中米のグアテマラ共和国に向けて出航した。後続の4班が同じくハワイを出航し最終的にグアテマラに出稼ぎ労働者として旅立ったのは計144名に達した¹⁾。奇しくも中南米初の日本人移民となった144名の消息は今や資料の断片から微かに読み取れるだけである。

彼らは1894年の仏領グアドループ（Guadeloupe）島への日本人移民，1897年の榎本武揚によるメキシコ殖民，1899年のペルー移民と異なり²⁾，日本政府や日本国籍の移民業者の斡旋ではなく，米国のウォルター・ファーガソン（Walter T. Ferguson）という外国の移民斡旋業者によりハワイからグアテマラまで連れてこられた人びとである³⁾。こうした特殊な事情のため，彼らの母国との絆は薄れ，彼らを書き残した手紙や日記類は一切確認されていない。このため，他の移民の末路に比べて，限りなく後日調査が困難なものとなっている⁴⁾。

本稿では，この1893年のグアテマラ移民を縦軸に論を進める。グアテマラ移民については，僅かながら先行研究があり，近年ではハワイ研究者である山本英政の「ハワイ，そしてグアテマラへ—日本人の移動は人身売買だったのか？—」がハワイ研究者の立場から，ウォルター・ファーガソンの経歴を明らかにしている点で出色である。だが，グアテマラ移民については，何をおいても彼らを苦境から救うのに尽力した在サンフランシスコ領事（後に昭和天皇の侍従長を務めた）珍田捨己（1856–1929年）の『珍田一等領事瓜地馬羅国出張取調報告』（以下『珍田報告』）（1894年）以上の資料はない。この報告書を丹念に検討することでほぼ移民問題の顛末は理解できる。一方，グアテマラ移民問題を記した『日本外交文書』には1893年から94年の2年間に本件に係る在米公使館，在サンフランシスコ領事館，在ホノルル領事館，在墨領事館及び外務本省との公電が大量に収録されている。ここからは，移民問題解決に取り組む関係者の努力を読み取ることができる。しかし同時にこの期間には，移民問題を契機として，日本・グアテマラ間で修好通商条約から移民条約に向かって両国関係を積極的に広げようとする動きがみられた。最終的に両国間の外交関係樹立が1935年であったことを考えると，それよりも40年近く前に両国は大きく歩み寄っていたことになる。これは従来ほとんど指摘されてこなかった点である。また，こうした流れに付随するように1893年から95年の日清戦争前後，グアテマラ移民論が提唱されてくる。

日清戦争後のペルーやブラジル移民は，移民そのものの軌跡から分析されることが多いが，こ

れら移民を両国に導いた歴史的プロセスは十分に分析されているとはいえない。本稿の目的は、まずそのプロセス全体の解明のため、中南米への移民の端緒となったグアテマラ移民の歴史的意味について考察しようというものである。

以上の関心から、まずグアテマラ移民の顛末を辿った上で、同問題が両国家間の条約交渉に進展してゆくプロセスを分析し、最後にグアテマラ移民論を分析し、従来、見落とされていた側面を拾いだしてみたい。

なお、本稿の用語について付言しておく。移民研究では、「移民」、「植民」、「殖民」など用語の混乱が多く見られる。このようなことを避けるため、本稿で扱うグアテマラに向かった日本人出稼ぎ労働者に対しては、1894年4月に制定された「移民保護規則」の「移民と称するは労働を目的として外国に渡航するもの」（文書番号949、明治27年第2冊）との定義を受け入れ、原則「グアテマラ移民」と称することにする。他方で、「殖民」は「殖民協会」の名前に代表されるが、明治20年代意識的に使用された用語で、平和的に外国で土地を取得し開拓するとの国家戦略的な用語である（角山、1986、p.9）。なお、この用語は「武力によって侵略し土地を占有する」（前掲書、p.9）という意がある「植民」とは区別されている。

2. 1893年グアテマラ移民の顛末

1893年7月、ハワイでの契約を終えようとした日本人出稼ぎ移民は、米国の移民周旋業者ファーガソンが日本人移民を中米の「ゴアテマラ」国の契約労働者として新たに雇用したいと言っている噂を聞いた。「ゴアテマラ」とはどこにあるのか。当時は、「ゴアテマラ」、「グワテマワ」、「ガテマラ」もしくは、漢字で「瓜地馬羅国」（略称「瓜国」）と表記されていた。1891年4月に出版された沢田誠武編『国民之宝』（高山堂）では「コーチマラ」ともはや原音からかけ離れた呼び方さえまかり通っており、その国の正式な位置をさし占める日本人などほとんどいなかった。彼らにこの噂を宣伝して飛び回っていたのは、「ハワイ政府の移住民局の下に設置された」（山本、2005、p.19）日本移住民局に勤務していた乙骨謙三なる人物であった。彼が希望者を募り、ファーガソンの旧知の弁護士ポール・ニューマン（Paul Neumann）が様々な段取りをつけた。時の日本領事藤田三郎も乙骨たち日本移住民局の動きを全く探知できないでいた（山本、2005、pp.18-19）。

ニューマンによるファーガソン名で作成された契約書をハワイの日本人たちに提示したのは、1893年7月17日のことである。契約書には次のようにある⁵⁾。

「西暦1893年7月17日『ホノルル』に於て和文並英文を以て本約定書二通を製し之に記名し右甲乙約者各其1通を保存するものとす。」（珍田、1894、p.69）

契約書の「乙約者」には日本人の名前が書き込まれることとなっていた。他方、「甲約者」とは契約当事者であるグアテマラの農園主であるが、実際はその代理人ファーガソンを指す。後に珍田はファーガソンが「甲約者となり雇主の位置に立つが如しと雖も同人は自ら労働者を使用するにあらずして瓜国耕地所有主に契約上の権利を譲渡す可き者なり。再言すれば該契約は実際雇主被雇主間に成れる直接の合意にあらずして第三者の周旋取繕より生じたる結果なり」（珍田、1894、p.70）、すなわち、ファーガソンは契約当事者（甲約者）のように契約書上は見えるが、彼自身が農地を経営して労働者を使役させるわけではなく、グアテマラの農園主に本契約の権利を

譲渡する労働者を転売するブローカーなのであると指摘している。実際契約書の末尾には、「譲渡書」がある。

『ファルガソン』譲渡書

拙者は本定約を『ゴアテマラ』農業者…に譲渡すものとす…は自ら本定約の条項を正当に履行する義務を有するものなり」

ファルガソンの署名の後、さらに「譲渡人証」と名打たれ、「『ゴアテマラ』共和国…農業者…は本契約の条項を正当に実行する義務を有するものなり」(珍田, 1893, p.70)とある。悪名高い「契約の転売」(山本, 2005, pp.61-62)であった。

一体、本当のところは、ファルガソンは誰に命じられていたのであろうか。ファルガソン自身の説明によると、彼は「グアテマラ政府から正式に依頼された代理人」(山本, 2005, p.26)であるという。ファルガソンには1892年9月太平洋上のギルバート諸島から400人余りの島人をグアテマラに労働者として送り込みギルバート諸島のひとびとをグアテマラ農園主に「一人120ドルで売り渡」した前歴があった(珍田, 1894, p.71 / 山本, 2005, p.26, p.40)。今回の契約でも日本人労働者の調達に関して一人当たりの売買金が80ドルと決められていた(山本, 2005, p.38)。珍田は、ファルガソンの手口は、ギルバート諸島で実行された手法であること「疑なし」(珍田, 1894, p.71)とする。日本人労働者に先立つギルバート諸島の島人調達を見ても、グアテマラの有力者、おそらくは当時世界需要が高まりグアテマラの有力な外貨獲得手段となっていたコーヒー農園主や同産業の振興者などとファルガソンのようなブラックバーダー (Blackbirder)⁶⁾が太平洋を跨いで広域の人身売買取引圏を形成していたことが推測できる。

(1) 19世紀末のグアテマラの状況

1877年3月末、後にキューバ独立革命の父となるホセ・マルティ (José Martí, 1853-1895年) は、グアテマラ大西洋岸の窓口リヴィングストン (Livingston) に上陸し、同年4月2日に首都グアテマラ市に到着した⁷⁾。彼は、グアテマラの印象をまずこう書いた。「グアテマラは人情が厚く、豊穡で、誠実な国である。これはわたしの偽らざる思いである」(マルティ, 2005, p.100)。マルティの「グアテマラ」と題されたエッセーでは、グアテマラは将来の希望に満ち「眼光鋭く、親分肌で、度胸がある。これぞと思うものに敢然と向って」ゆき、謙譲の美徳さえ備えたファスト・ルフィーノ・バリオス (Justo Rufino Barrios, 1835-1885年) 大統領に象徴されるものでもあった (マルティ, 2005, p.109)。

1871年の「自由主義革命 (Reforma Liberal)」で権力を握ったのはバリオスに代表されるコーヒー農園主や外国資本であった。これまでの統治者であった保守派政権のカウディージョ的権力に歯止めをかけ、私的所有の原則を定めるなどの自由主義思想が開くが、終局的にはコーヒー産業を優位にする政策であって (Acuña, 1993, pp.179-180)、やや極端にこの自由主義革命を定義するとすれば、コーヒー産業成長の障害を取り除き、「グアテマラを巨大なプランテーションに変えよう」とする計画であったともいえる (Castellanos, 1996, pp.97-98)。バリオスは「荒廃地の売却や分配、教会所領の国有化、先住民共同体 (大部分はコーヒー栽培に適する) や農民保有地の没収をふくむ法改定を行い、欧米諸国の投資を受けながらそれらの土地をコーヒー農園へと変え

ていった」(小澤, 2010, p.204)。インフラ設備の建設も目覚ましく、港湾設備、鉄道網に加えて、コーヒー農園の中核のあった西部と首都を結ぶ電信設備もこの頃整備されていく。

本来、国内経済の全般的成長を期待するのなら、農園主から払われる労働者への賃金を引き上げ、労働者の購買力や消費力を向上させていかなくてはならない。このように考える自由主義者もいたが、むしろ商業部門を外国商人に委ね、土地をコーヒー生産に特化すべく農地の接収を進め、いかにして大規模な労働者の徴集を行うかに議論は収斂していき、賃金については据え置かれた。さらには、労働力の徴集には、バリオスを政権に押し上げた軍が睨みをきかせていた(Castellanos, 1996, pp.131-132)。

1885年にはグアテマラへの輸入の83.5%が外国商人に捌かれ、外国商人の中でも特にドイツ人の進出が際立ってくる。ドイツ人は、コーヒー農園の購入や設備投資を行い、輸送手段の近代化を進めていく。他方で、外国資本が生産部門から対外貿易部門までを浸食したため、国内経済の育成は疎かにされ、コーヒーの輸出に過度に依存する経済構造が急速に構築されていく。まさに「全ての商取引が国際市場のコーヒー価格の浮き沈みに左右される」(Castellanos, 1996, p.132)ことになった。

グアテマラでの正義はコーヒー産業の拡充にある。こうした言説が構築され、農民労働力の収奪が法的にも確立されていく。1876年の労働力を適正に農園主に分配するマンダミエント(Mandamiento)をはじめとした立法で共同体の先住民や土地なし農民等が農園主により合法的に収奪される体制が確立した。しかし、こうした労働力収奪の構造は、農民の反発を必然的に招きマンダミエントから逃亡して山間部に隠れる農民が続出し、1890年頃にはコーヒーの生産量に比して農園の多くが労働力不足に悩むことになる(Castellanos, 1996, pp.166)。

こうした労働力不足を解消する策として湧きあがってきたのが外国人労働者の導入である。「ある農園主は、グアテマラに外国人労働者を導入することを真剣に考え始めた。資本主義的プランテーション経済が発展したキューバや他の米州諸国でも実施されたように、特にアジア系のクーリー(苦力)の導入である」(Castellanos, 1996, pp.166)。時にバリオスの甥ホセ・マリア・レイナ・バリオス(Jose Maria Reina Barrios, 任期1892-98年)統治下、日本人移民が導入される環境が整った。

(2) グアテマラ移民の顛末⁹⁾

①「エル・サポテ農園(El Zapote)」

エスクイントラ(Escuintla)県エル・サポテ農園はグアテマラの有力者ディアス・ドゥラン家(Diaz Durán)⁹⁾所有のコーヒー農園である。ディアス・ドゥラン家は、スペイン系で、植民地時代に現在のエル・サルバドルに定着し中米の有力な一族と婚姻を通じて関係を深め、18世紀にグアテマラに移動した(Casaús, 1994, p.50)。ベネディクト・アンダーソン(Benedict Anderson)が『想像の共同体』のなかで描いた「クレオールの先駆者たち」のように「巡礼の旅」を繰り返してきた一族といえる(アンダーソン, 1997, pp.102-103)。その後、中米独立後も政治的要職にあったこの一族が土地との結びつきを固り大農園主として台頭してくるのが、ホセ・マリア・ディアス・ドゥラン(Jose Maria Diaz Durán, 1818-63年)のときであった。1880年、ホセ・マリアは古都アンティグア(Antigua)市の近郊に農園を購入したが、それがエル・サポテ農園であった(Casaús, 2007, pp.110-111, p.121)。同農園ではコーヒー栽培に加えて、砂糖生産や牧畜も実施され、面積

は6,400エーカーに及び、最新の機械の導入も積極的になされた (Dosal, 2005, p.52)。その後、一族はアンティグア周辺に農園を増やしていった。また、エスクイントラ県にも進出し、コーヒー農園を所有した。これが日本人を受け入れた第二の「エル・サポテ」農園である¹⁰⁾。

エスクイントラ県エル・サポテ農園の所有者は、「ホセ・ドゥラン」なる人物である。これは、ホセ・マリアの子息ホセ・カルロス (Jose Carlos Diaz Durán y Durán) であろうと推測できる。また、『珍田報告』にある共同経営者であるグアテマラ「在勤西班牙国領事『カマテヨール』氏」とは、カサウスが作成したディアス・ドゥラン家の系図によるとホセ・マリアの娘婿であるフランシスコ・カマチョ (Francisco Camacho y Gallegos) ではないかと思われる (Casaús, 2007, p.113)¹¹⁾。婚姻関係を通じて幅広いネットワークをグアテマラに張り巡らせ、多数の政治家を一族から輩出する傍ら、コーヒー農園を購入し多角的に経営するなど新興ブルジョワジーの一面をもっていたディアス・ドゥラン家は、ファーガソンより労働力の供給を受けることになった。

ハワイを出発した第1班の日本人たちがグアテマラのサンホセ (San José) 港に着いたのは8月16日、さらに1880年竣工した鉄道 (Cabezas, 2004, p.23) を使って北上し、エスクイントラ市に到着。ここから山道に入り、苦難の果てに目的地エル・サポテ農園に入ったのは翌日の日暮れ時であった。このエル・サポテ農園において当初彼らは「珈琲樹の培養」に使用される予定であったが、「試用の上其不適當なるを見出し (中略) 珈琲精製の部に之を移し機械場内外の仕事」を行うことになった (珍田, 1894, p.1)¹²⁾。労働者としての彼らの不満の種は、契約書第9条に記された食糧の配給 (就中、醤油の配給) を雇主が遵守しないこと、また、病人への対応が十分でないこと、些細なことで加えられる監禁や虐待行為等。彼らは雇主に待遇の改善を求めたが、聞き入れられるところとならず、9月15日には就業放棄、さらには翌日には脱走し (途中拘引される) 雇主側と完全に対立関係になった。雇主の方も厳罰で臨み、ついには9月19日村川仙太郎以下7名がエスクイントラ裁判所に送致されるなど事態が深刻化した (珍田, 1894, pp.8-10)。ここに及んで、村川仙太郎を中心に9月26日付で嘆願書が起草され、エル・サポテ農園からサンフランシスコの珍田のもとに送られた (文書番号322, 明治26年 / 山本, 2005, p.58)。

② 「サンフランシスコ・ミラマール農園 (San Francisco Miramar)」

ドイツ国籍のコッホ・ハグマン社 (Koch, Hagemann & Cia)¹³⁾ が経営するケツアルテナンゴ (Quezaltenango) 県サンフランシスコ・ミラマール (San Francisco Miramar) 農園は、ケツアルテナンゴ県コロンバ (Colomba) にある¹⁴⁾。『グアテマラにおけるドイツ人』によると、1876年、スイス系ドイツ人の会社オットー・ブルワー社 (Otto Bleuler & Cia) が同農園 [26カバジェリア (caballería) = 351ヘクタール] を購入し、コーヒー農園として「非常に古く、また美しい」ものであった。1887年に社長のブルワーが死ぬと、コッホ (Sophus Koch) とハグマン (Rudolf Hagemann) に土地は譲渡された (Wagner, 2007, p. 146)。コッホは首都に常駐しビジネス全般を管理し、ハグマンがミラマール農園を管理運営したため、日本人移民はハグマンの顔なら知っていたかもしれない。

このミラマール組は、144名の日本人移民のうち第2組-第3組 (総計48人) としてホノルルを出航したもののたちである。第2組はバリオスにより建設されたばかりのチャンペリコ (Chanperico) 港に8月15日頃上陸し、(Acuña, 1993, pp.179-180)。その後、最近敷設されたばかりの鉄道で北上し、カバージョ・ブランコ (Caballo Blanco) の町からは牛車と徒歩で農園に入っ

た。(珍田, 1893, p.38)。また, 10 日程遅れて 8 月 25 日頃に第 3 組もチャンペリコ港に到着し, ミラマールに向かった。

大塚米作(熊本県下益城郡東砥用村)含む 8 名は, ミラマール農園に入った 3 日後に脱出を敢行した。大塚は「明治 22 [1889] 年中第 12 回出稼人として布哇国に赴き本年 [1893 年] 3 月満期となり」(文書番号 321, 明治 26 年), この度のグアテマラ移民に応募したという。山本は, ハワイでの出稼ぎ労働者の賃金に比べて米国のそれは 2 倍近くであり, 日本人がハワイより賃金の安いグアテマラに転航した理由を, 米国あるいはメキシコ(メキシコの賃金が高いというのはデマであった)に地理的に近づくためだった推測している(山本, 2005, pp.63-64)。大塚の逃亡劇の根幹にはそのような思惑があったに違いない。

大塚は苦難の末, 10 月 21 日, メキシコの日本総領事館に到着した。他 7 名は, 過酷な旅程につきつぎと脱落していき, たったひとり辿りついた乞食同然となった大塚を招き入れたメキシコの藤田領事代理は啞然とせざるをえなかった。藤田は 10 月 26 日付けで本省へ「『ガテマラ』国出稼本邦に関し報告の件」と題し, 大塚からの聴取記録を報告している(文書番号 321)。

他方, サンフランシスコ・ミラマール農園では, 大塚の脱走劇以降も大部分が残って就業を続けていたが, ここではエル・サポテ農園で起こったのと同じ雇主とのトラブルに加えて, 雇夫長の前田熊次郎が雇主の権威を笠に着て他の移民労働者と対立するという深刻な問題が発生していた。

在サンフランシスコの珍田は本件を解決すべく, 本省に対して在米グアテマラ公使館に働きかけ, グアテマラ政府に労働者保護の処置を手配させること, だがこれは一時的処置にすぎないため, 日本の吏員をグアテマラに派遣し, 労働者保護の措置を取らせるべきと提言した(文書番号 322, 明治 26 年)。12 月 2 日, 珍田が訓令をもってグアテマラにはいることとなった(文書番号 329, 明治 26 年)¹⁵⁾。珍田の動きは早く 12 月 18 日サンフランシスコを出立し, 年明け 1 月 3 日にグアテマラに到着した。おそらく珍田の来訪は在米グアテマラ公使を通じて本国政府に知らされ, その後同国のマスコミにも伝えられたのか, 珍田来訪の翌日(1 月 4 日), 「ディアリオ・デ・セントロアメリカ [Diario de Centro America (DCA)]」紙の記者が珍田のホテルを訪問した。その際の様子翌日の同紙で報じられている¹⁶⁾。その後, 珍田は, エル・サポテ農園に入る。これ以降は『珍田報告』に詳しく, また, 珍田の報告書をもとに山本が詳細に再現しているため, ごく概要のみを記しておく。

エル・サポテ農園の村川たちの要請で本農園を訪れた珍田は, 労働者と雇主, 双方から事情を聞き, 最終的には契約を解除することが双方に最も有益だと判断する。珍田はカルロス・ドゥランから契約解除を了解する言質をとって農園を離れ, 別の農園を視察し, 1 月 26 日に首都グアテマラ市に戻ってみると, エル・サポテ農園から来た日本人 3 名が珍田を待っていた。契約解除が履行されないとの訴えである。珍田は, カルロスの上位にあたるホセ・ドゥランとカマチョを説得し合意文書で契約解除を確約させた(合意文書の日付は 1894 年 2 月 2 日)。この際, 珍田は雇主から日本人に対して各々給金 10 ドル分を払わせ, 次の仕事が見つかるまでの生活費とし, 日本人移民にはのこぎり工場など次の職場も斡旋してやるなど短期間に精力的に動いた。なお, 後日, 珍田のところには合意文書で記載された文言が履行され, 労働者が解放されたとの連絡が入った(文書番号 956, 明治 27 年第 2 冊 / 山本, 2005, pp.86-87)。

サンフランシスコ・ミラマール農園に珍田が向かったのは、1894年1月16日のことである。ここでも日本人移民は雇主と契約の履行について対立しており、反抗すれば投獄されるおそれを常に抱えていた。こうした状況下で雇夫長の前田熊次郎は雇主側に立ち、日本人移民を厳格に取り扱っており、両者の間に深刻な感情のもつれが生じていた。珍田は、グアテマラに入った当初は雇主との契約を解除すれば、日本人移民が無条約国のこの国で生きていくための根拠を失ってしまうと考え契約を忍耐強く順守する方がむしろ解放の近道と考えたが、エル・サポテ農園での契約解除に向けての交渉の経験と近隣の農園を見聞する中で、この国の自由労働者には仕事があり、食べるのに決して不利とはならないと考えるに到った。ところがエル・サポテ農園のときと異なり、今回雇主は契約解除に容易に同意しなかった。珍田は最後の手段として支配人と交渉して前田を雇夫長の座から降ろし、代わりに杉山清一を多数決で新しい雇夫長に選出せしめた。珍田は前田については情状酌量すべきところもあると考えたようで、特に彼が妻子持ちであったため給与額は雇夫長時の額に据え置くことを農園側に提案し、後に前田とその家族をエスクイントラ近郊の農園に移すことで全てを円満におさめた(珍田, 1894, pp.35-53)。

この他、珍田が到着したときには既に離散していた第三の農園「ホロリダ」はドイツ人ワイルド(Wyld)家の所有であったが、珍田到着時には移民の契約は解除され、移民は数か所に散在していた。新しい就業地はもはやコーヒー農園とは限らず、砂糖農園や港湾労働などであった(珍田, 1894, pp.54-64)。

問題をほぼ解決した珍田は、1894年2月5日グアテマラを立去り、同20日にサンフランシスコに帰還した(文書番号950, 明治27年第2冊)。

以上がグアテマラ移民の顛末である。

3. グアテマラ移民条約をめぐる交渉

中米及びパナマが世界的に注目される端緒となったのはいわずとした運河問題である。1880年、パナマ運河建設が始まるが工事は難航し、「黄熱病とマラリアと、雨季の氾濫によって中断」(角山, 1986, p.152)し、1903年に米国が同運河の権利を取得して工事を再開するまで行き詰ってしまう。パナマ運河建設の挫折は、パナマ(当時はコロンビアの版図)の北部に位置し、湖上を通じて両大洋を結合するのに容易であった中米ニカラグアを有力な運河候補地に押し上げた。ここからニカラグアは運河候補地として「世界的な注目」を浴びることになる¹⁷⁾。

明治政府もニカラグアに対して外交的アプローチを図っている。日本は、1888年11月、不平等条約打破の契機となる初めての対等な条約「日墨修好通商条約」を結び、右条約を基礎にして、1892年ニカラグアとの修好通商条約交渉を開始した。紙幅の関係で本条約交渉に関しては触れないが、日本がメキシコとの条約で勝ち取った最大の果実である「最恵国待遇」条項につき、ニカラグアが容易に首肯せず、そうしている内に交渉が長引き、1893年4月ニカラグアに自由主義派の革命が起き、交渉自体が消し飛んでしまった。なお、日本側はニカラグア運河の自由通航権等も見透えて条約交渉を行っていたようで、当時の文脈の中で改めて本交渉の意義を読み直してみる必要があるように思う(Juárez, 2006, pp.38-47)。

このニカラグアとの条約交渉後に明治政府が修好通商条約の締結を目指したのがグアテマラであった。

「『ガテマラ』国と修好通商条約締結交渉の件」と題される文書が『日本外交文書』に登場するのは、1893年5月11日である。これはハワイ・ホノルルの藤井総領事から本省への公電であって、ここではファーガソンの盟友であったニューマンが「ゴアテマラ政府の委任を受け」直接日本に行き両国間の条約交渉を行うというもので、この条約締結の目的は「本邦労働者をゴアテマラ国に輸入する」（文書番号97、明治26年）ことにあった。結局ニューマンは訪日できなかったのだが、その後は在米グアテマラ公使アントニオ・ラソ・アリアガ（Antonio Lazo Arriaga）¹⁸⁾と在米公使建野郷三との間で両国間の条約交渉が実施されることになる。ラソがニューマンとどの程度協力していたのかは不明だが、ハワイでの日本人移民募集の実務と歩調をあわせるように日本政府に移民条約交渉を持ち込んでいる。ラソは「布哇〔ハワイ〕国出稼労働者の順良にして能く業務に勤勉なる」ところを称賛して、日本政府との間に修好通商条約と移民条約を締結したいと要請した（文書番号98、明治26年）。ラソは6月12日に建野公使と初めて会った翌日13日には、正式な書簡をもって条約締結を日本側に要請している。修好通商条約に移民に関する条項を盛り込むか、あるいは同条約締結後別途移民に係る条約を締結するかはともかく、ラソは「日本人移民及び日本の労働者が、自由にグアテマラに渡航し、契約できるような」（文書番号98、明治26年）条約の締結を願い出ており、建野はグアテマラ側がコーヒー生産において大量の労働者を必要としている現況を把握し、日本人労働者を送致する場合には予め「同国に吏員を派出」（前掲書）して調査の必要があるが、まず修好通商条約を締結して今後の流れを作ってしまうと述べている。この場合、妥結寸前までいって未締結に終わったニカラグア通商条約と「同案」にして早期に交渉を妥結すべく、建野は本件が閣議に至急提出されることを期待した（前掲書）。

この時期はグアテマラ移民のハワイからの渡航直前であって、この時期に条約を締結していた場合、グアテマラ移民の帰趨は変わっていた可能性もある。しかし、建野の呼びかけに外務大臣陸奥宗光の回答はなかった。結局回答がないまま半年が経ち、その間にグアテマラ移民の問題が起こった。ここに至って、前述した通り珍田がグアテマラ入りすることになり、建野は書記官の宮岡をラソのもとに送り対応を図らせたところ、ラソより、条約交渉に何ら進捗がないことについて懸念が出され、また、「貴国人民は国際条約の担保を俟たず随意に被雇契約を取結び我国に出稼したるものなれば」（文書番号100、明治26年）、グアテマラ政府として日本人移民の保護に介入することは困難という。従って、労働者の保護を行うために日本との移民に係る条約を早期に締結したいと改めて述べた。建野は移民条約に関しては保留すべきも、少なくとも今般のような事例が生じた場合にグアテマラ政府が労使間に介入できるよう修好通商及び航海条約を締結すべきと改めて陸奥外相に要請した（文書番号98）。

陸奥から返信のあったのは、ようやく1894年2月のことである。ここで陸奥は日墨条約をベースに条約を進めるべきとの見解によりやく達したようで、3月19日には首相の伊藤博文宛に「中南米諸国と条約締結の件に付閣議案並に決済」を出し、近年邦人が中南米諸国に渡航し、面倒を引き起こす事態に到っているため一層のこと日墨条約と中途でとまっているニカラグアとの条約案を基礎に条約を締結すべきと提言した。そしてその場合「純然たる対等主義」、すなわち日墨条約で実現した対等な条約を締結すべきとした（文書番号246、明治27年第1冊）。このようによりやく建野と陸奥の見解が一致し、1894年5月10日の公電で、グアテマラ側ラソのコメントを反映させた「日本帝国及びグアテマラ共和国間修好通商及航海条約案」が提示された（文書番号249、明治27年第1冊）。更に、同日5月10日の別の公電で今度は、ハワイ王国との移民条

約をグアテマラ版に修正した日本とグアテマラとの間の移民条約案が提示されている（文書番号250、明治27年第1冊）。ここで一挙に両国間の交渉が進捗する可能性が開かれたのだが、7月に建野が帰国したことで「此の交渉は立消え」となった（前掲書の註参照）。また、おそらくは日清戦争の勃発も影響しているのであろう。

4. グアテマラ移民論、グアテマラと日本

(1) グアテマラ国内の移民論

珍田は出張中おそらく公人として初めてグアテマラ大統領（ホセ・マリア・レイナ・バリオス）と会見した。有名なバリオスの甥はこういう事態の中であっても「〔日本人〕労働者の来瓜〔グアテマラ〕を希望」（珍田, 1894, p.641）した。こうした事情の背景には、先住民労働力の代わりに新たな労働力を外国から確保したいとの思惑が見え隠れしている。これを裏付けるドイツ人商人サルグ（Franz Sarg）の書簡（1893年9月3日付）は興味深い。日本人移民についての言及もある。

「将来、あまり良い見通しはない。というのも労働者が不足しており、この不足は年々ひどくなっているからだ。先住民は減っていない。だが、農園での労働に反動的になってきた。理論的には、かつて政府が農業労働に先住民を強制的に動員していた圧力は弱くなって消え去った。しかし実際にはいまだ相応の報酬の代わりにこうした強制力が行使されており、強制力に付随して、労働者を獲得するため直接的間接的買収のシステムが生み出された。これは単にコーヒー生産をコスト高とするのみならず、労働者を墮落させることになり、状況を悪化させていく。これによってグアテマラの労働者の問題を再考せざるをえなかった。つまり、外国人を導入する試みを実施して、急速に労働者獲得の方法を変える必要があるということだ。これまで成功はほとんどなく、これを実施し、大規模に模倣していくには、長い時間を要することだろう。ギルバート諸島の住民は、何百人もいたが、限られた満足しか得られなかったようだ。反対に、農地の日本人は、非常に良く、今の労働者〔ギルバート労働者〕よりも値段は高くない。」（Castellanos, 1996, pp.167）

このように労働力を希求する「熱意」（珍田）は、グアテマラ移民問題が顕在化した後でも維持された。バリオスが珍田に言った「来瓜を希望」は、仮に一時的にこういう受難があったとしても中長期的には日本人移民の誘致を実現して欲しいというグアテマラの国家意思であるかのようだ。さらに同じ席上、外務大臣のサラサル（Ramon Aristides Salazar Barrientos, 任期1892-94年）より、両国間の修好通商条約を早期に締結したいとラソの要請を補強する言葉もあった（珍田, 1894, p.641）。

グアテマラ移民問題が顕在化した後の1894年1月26日、極めて興味深い論考が新聞紙上になる。「数日前、日本情報事務所（Japanese Information Bureau）の代表で出資者エドゥワルド・ロージャー（Eduardo Laugier）は、（中略）グアテマラ政府に対して、日本人労働者を誘致するために以下の権利の譲渡（concesiones）を要請した」。要求されたのは、グアテマラに連れてくる移民に対するいっさいの税を2年間免除すること、グアテマラに設置予定の事務所の従業員に対する税を免除すること、また、同事務所に対して、農園主と6年間までの労働者提供にかかる契約

を結ぶことを認可するなどである。次に言う。

「我々は、ロージャー氏によって代表される会社が、以前日本人労働者5万人を調達できるとした会社と同じなのかは知らない。しかし、ともかく我々は、こうした譲渡がグアテマラ農業の利益となると信じている。なぜなら、右譲渡でもって、移民労働者は税やその他の負担から解放されこの国で生きていくすべを得られるし、彼らの権利や仕事への報酬を実現するための十分な保証となる」。

ここで言われている5万人の労働者を調達しようとしていたものとはファーガソンであろう。1893年8月5日のホノルルの藤井総領事よりの報告には、同人は「五萬人位を本邦より直接に移住せしめ」（文書番号313、明治26年）とあるからである。また、「エドゥワルド・ロージャー」とは珍田がファーガソン等と同列においた移民斡旋業者「佛国人ロージー」（在サンフランシスコ）のことかと推察される（文書番号951、明治27年第2分冊）。この後若干の日本論が続いた後、「一般的に、日本人は、よく教育されており、勤勉であり、よく働く。中華〔清〕帝国の住民と違って、自己中心的ではなく、汚れた遺伝子、我々にとって未知の病原を血中にはもっていない」。

これは、当時の米国サンフランシスコあたりの人種主義的言説の模倣のようでもあり、ブラックバーダーの売り込み文句のように思える。この後、両国の気候差がそれほどないことを強調した上で最後は、今般のグアテマラ移民の問題を意識して巧みな言説で結論に向かう。

「しかし、我々は、（中略）日本人労働者は日本から直接連れてくると言っていることに注意を向けねばならない。他国からくる日本人は、その出自にもかかわらず、既に〔最初の〕移民先の悪徳と習慣に染まっているものなのだ。日本人種は同化の人種であり、容易に他人種や他民族の習慣を吸収するのである。従って、ほんの僅かな間で日本帝国へと大変身したのだ。

（中略）日本から直接日本人労働者を連れてくるべきだ。他国に住んだ経験のあるものは、非常に悪い結果をもたらすことになる。」（DCA, 26 de enero de 1894）

人種主義や文明論を織り交ぜ、巧みに結論を導くことにより、現行問題となっているグアテマラ移民が他国の悪徳と習慣を身につけてしまっているため労働者としては不適當なのであって、本来の日本人を本国から誘致すれば全て問題が解決されるとした。

(2) 日本国内のグアテマラ殖民論

先に述べたニカラグア運河建設を契機とし、日本国内でグアテマラについての言及も増えた。国民主義を唱えた政教社系の長沢別天は、1891年から93年まで米国に留学し、政教社の雑誌『亜細亜』に「日本国の来世と西班牙語」と題した論文^{すべいん}を寄稿し、グアテマラ移民受難以前の1892年の段階で以下のように記している。

「今や〔人口希少なる〕方土を見るに東に西に南に北に頗る少なからざるが、墨西哥及び中米、南米一帯の地太だ好望にして、就中墨西哥の如き、グアテマラの如きは、我が民人の移住を望むや頗る切なり」（長沢、1892、p.6）

グアテマラのコーヒー農園への外国人労働者導入の動きが在米の別天の耳に届いていたのかもしれない。1893年に刊行された『墨西哥探検実記』には、メキシコを主に論じながら、同書の補論的位置づけとして10頁程度のグアテマラ紹介を掲載し、この中に「此国は人口甚だ稀薄なるを以て現今政府は熱心に植民者〔筆者註：ここでは移民とほぼ同義^{しようよう}〕を慫慂するに励精す」とあり（竹沢、1893、p.327）、グアテマラが海外から労働者を求めていることは知る人ぞ知る事実であった。

別天がメキシコやグアテマラに留まらず、中南米を日本人移民の送り出し先としたのは、この頃、移民の憧れの地であった米国における黄色人種排外の動きが激化していたためである。1891年には、米国で移民法が強化され、また、日本が常に動向を注視していた清国人移民が1892年4月のギアリー法で排斥となり、同年5月には日本人移民排斥の報道も高まった（水野、2010、pp.85-86）。

別天を初めとする殖民論者の大きな目論見のひとつが、日本人を海外へ移住させることによって日本の国策上有利な足場を築き、日本人殖民の拡充を通じて自由貿易を盛んにすることであった。この点では、グアテマラのコーヒー農園の多くを所有したドイツ人はひとつのモデルといえるかもしれない。後にペルーへの日本人移民送致の可能性を提唱し、さらにはブラジルへの日本人移民にも携わった青柳郁太郎は、初めてのペルー行きを纏めた「南遊紀行附秘魯事情」の中でドイツ移民のメキシコ・中米への積極策を評価し、「独逸人の中央米州に移住し珈琲を培養するもの多く而て墨国内地の商権既に彼等の掌理に帰すと。独逸人の殖民通商上に執れる所的手段に付き吾人の参考となるべきもの少なからざるなり」（青柳、1894、p.381）と日本はドイツの政策を参考とすべきことを説いている。

仮に黄色人種であっても社会上層部への食い込みが可能である地域を模索した場合、「開化の程度」が低い地域へ視点をずらさざるをえない。別天は書く。

「墨西哥及び其の以南は開化の程度と云ひ、其の人々の未だ充満せざると云ひ、実に桜花国民〔日本人〕が来世の繁殖処たるに好適せる方土にして、而して此等の方土は西班牙語を語る民人の住居する処なりと知らば、此際に向ふて殖民せんと欲せば、是非とも西班牙語を解せざる可らざるは智者を埃て之れを知らざる也」（長沢、1892、p.6）

在野では1893年3月、榎本武揚を中心にメキシコへの殖民事業を実現するために「殖民協会」が設立され、グアテマラ移民についての情報収集も始まった。メキシコ殖民計画の関係者は地理的に近いグアテマラでの日本人移民の動向に強い関心があったはずである¹⁹⁾。

実際にグアテマラに入り調査も実施された。日本の禁酒運動に名前を留める根本正の『南米伯刺西爾、中米ニ加拉瓦、瓦地馬拉、西印度ゴアデロブ探検報告』と後年、日本郵船の社長に上り詰めた伊藤米次郎（伊東米治郎とも書かれる）の「中米グアテマラ共和国探検録」、さらに「グアテマラ実見談」などが代表的な文書として残されている。

また、1895年3月20日の第8回帝國議会議院で、山下千代雄（殖民協会評議員）他3名は「海外移住殖民に関する建議案」を提出した。

「移住殖民の事業は方今我国の急務たる。固より論を俟たず近時探検の結果として発見したる適當の土地は墨西哥、伯刺爾、ニ加拉瓦、加地馬拉等なりとす。墨西哥は既に条約国たるも其の他は未だ条約国ならず故に無条約国にして我国の移住殖民に適當する者は速に之と条約を締結するか若は無条約国と雖移住殖民を企つる者あるときは之を許可して相當の便宜を与うるの方法を立て以て大に此の業を奨励せんことを望む」²⁰⁾

山下は壇上でまず日本の人口増加を危機として上げ、人口密度が世界一であるベルギーは「一方哩」3,000人以上、続く第2位が日本で2千数百人に上っている。さらに日本は国土に山岳丘陵地帯が多く、国土全体を使用することはできないため、海外への殖民が必須であると説く。ここまでは多かれ少なかれ無数の殖民論者の言説とほとんど変わらない。ここから山下は殖民協会評議員の面目を躍如するかのよう、殖民地として適当か否かの各国で実施された探検の結果とし

て、「移住殖民に適当なりとして、我日本国に紹介せられて居る国は、彼の墨西哥及伯刺爾、尼加拉瓦、^{ぐあてまら}加地馬拉」と述べている。ところがこのうち、1888年に通商条約を締結したメキシコを除く3カ国とは条約がなく、このため、殖民事業を実施するためには速やかに3カ国と条約を締結することを説くのである。また、山下がブラジル、ニカラグア及びグアテマラを殖民地として適当とした根拠は、「此三国の報道は如何なる方法、如何なる人を由って得られてあるかと申しましたならば、即ち諸君も御承知の通り、彼の外務省の根本正君、此人は昨年の初秋時分よりして、本年2月に至りますまで」同3カ国を回ってその適当なることを報告したからという。また、グアテマラに関しては、「(グアテマラの)有様に就きましては、彼の米国の法律学士伊藤米次郎君が昨年に於きまして、殆ど四箇月間程」グアテマラを詳細に見聞したことで確認されたとしている。なお、伊藤の「グアテマラ実見談」は、労働者を日本から直接誘致することをグアテマラ側が望んでいる等先に論じたグアテマラ側の世論をよく飲み込んでおり(伊藤, 1895, p.158)、その提案にはユニークで検討すべき意見も見られる。

以上は国家的見地から進められるべきグアテマラ殖民策であるといえる。

では、移民労働者にとってグアテマラは就労地として適当か否か。

(3) 珍田捨己の分析

珍田は、グアテマラに入るにあたって日本人移民の保護と「グアテマラが今後の移民先として適当か否か」につき調査する訓令を受けていた。珍田は客観的な立場から、グアテマラが適当な地かを判定するため問題を4点に分けた。①気候、②賃金、③法律・慣習、④今後の方針の4点である。まず、①気候については、グアテマラの気候の多様性を確認した上でコーヒー農園や砂糖農園が比較的高地にあるため、「我出稼労働者に適するや否の点に関しては更に懸念を要せざるべし」と問題ない旨述べた後、②賃金についてはハワイに比べて若干低いものの食糧が雇主持ちでもあり、今後のグアテマラの労働者不足やコーヒーの将来を考えれば、ハワイ以上の賃金を払わせることは難しくないと言及し条件付き及第点を与えた。問題は③法律・慣習で、これについては、「債奴制」(ペオン制であり、労働者が雇主に対して、債務を負った際、その債務が完済されるまで拘束される制度)、「労働者監督に関する法制」(いわゆる強制労働を行使せしめるため、監督者に労働者への処罰を含めた権限を与えたもの)及び「労働者の生活に関する慣習」(土間の上に寝棚を架設してその上で寝起きする等先住民の一般的な生活習慣)の3点から分析し、この③法律・慣習がある限り、いかに気候や賃金がよくても「我労働者の出稼は決して奨励」できないとしている。ただし、方法がないわけではない。④の今後の方針で、以下の2点を強調している。

「1 私人間の契約に係る渡航を厳に制禁する事

2 日瓜両国政府間の条約を締結し出稼事業を直接に政府監督の下に措く事」(文書番号951, 明治27年第2冊)

前者は、無条約国において移民周旋業者と私契約をした際、移民が陥る絶望的状况を考慮してのものである。勿論、ここには、ファーガソンを始めとしたいかかわしい移民周旋業者(珍田はグアテマラ向けに日本人労働者を斡旋しようとする業者がかなりいることを突き止めている)と契約すれば、「棄民」を作るだけであるとの危機感がある。こうした状況を避けるためにも両国間で条約を締結するのが最も肝要であるとした。そして条約内に債務制、私獄監禁、また日本人労働者が適さない習俗に対する予防措置を盛り込んで、「労働者を安堵就雇せしめるの道を講ぜらる

べき」(前掲書)と述べている。以下、珍田は両国間条約の可能性と見通しについて驚くべき慧眼を見せる。まず、バリオス大統領と会見した印象から、グアテマラが強く外国人労働者を求めている背景を考察し、特に日本人移民にとっても大きな障害となったマングミエント制に係る法令がバリオスの体制下で1894年4月以降廃止予定である旨述べ、これによってグアテマラ国内の先住民労働者数は減少し、官民ともに外国労働者誘致に向けての動きが盛んになると予測した。その際にはグアテマラは官民挙げて切迫するはずなのでこのときに条約交渉をすれば日本側の要求を通すことは容易いと所見を述べ、最後に「我労働者を〔グアテマラに〕渡航せしむるの路一たび開くる時は」グアテマラと気候風土や産業、労働事情が同じホンジュラスやコスタリカなどの中米全域に日本人移民の可能性が広がると結論した(前掲書)。

5. 結論にかえて—グアテマラ移民の痕跡—

グアテマラ移民がハワイから転航してくる10数年前からグアテマラに日本人が居住していたことは今では研究者の間で既知の事実となっている。グアテマラの写真家として大成した屋須弘平(1846-1917年)の略歴はここでは触れないが²¹⁾、彼にはスペイン語の手記があり、そこに紛れ込んだ1枚の日本語の紙片に「中央亜米利加グアテマラ共和国在グアテマラ府内日本人義金献納姓名」と題されたメモが残されている。このメモは1895年のもので、当時日清戦争を戦っていた明治日本を外地から応援する義捐金名簿であると思われる、その名簿に既に離散していた日本人移民の名前が多数見える。このメモに「村川仙太郎」の名前がある。珍田に嘆願書を送った村川仙太郎である。また、屋須の名簿には、彼とともに首都グアテマラ市にいた十数人のグアテマラ移民が名を連ねている。

1893年のグアテマラ移民の末路は離散の歴史であり、それ故に彼らの足跡は不明となった。戦後まで中南米を主要舞台とした外交官井沢実は次のように記している。

「1936年から37年にかけて、私は中米グアテマラで二人の年老いた日本人に会った。1896年〔1893年の間違い〕にハワイから転航した130人の日本移民のうちの二人である。(中略)グアテマラ市の商工会議所の会頭から聞いたところによると、同市の有力な紳商に、日本人の後裔がいるとのことであったが、会見の機会がなかった。」(井沢, 1972, p.224, pp.142-143)

上野久はその著『メキシコ榎本植民地』の中に記している。

「村川貞吉の他1905年には駒塚為次郎、市村市助、松本秋太郎、勢登利之助の4人が〔メキシコの榎本植民地の流れをくんだ〕三奥組合に参加している。彼らはいずれもハワイでの労働契約を終え、1893年グアテマラに渡り、(中略)労働者となった人たちである。あまりに劣悪な労働条件で働いていたため、サンフランシスコの珍田領事はグアテマラに赴き雇用者と日本人労働者の契約を解約したが、それでも既婚者や子供を連れ借金のある日本人はグアテマラに残らざるを得なかった」(上野, 1994, p.98)。

1908～11年に外務省通商局が発行した『移民調査報告』の「墨国移民地調査報告」には、照井亮次郎の日墨共同会社の記載があり、「前掲在チヤパス州日本人は左の六種類より成立す」との後に、「十数年前布哇よりガテマラ国に移民として行き更に当国に伝来せるもの16名」と伝えている²²⁾。このようにグアテマラ移民の一部(16名)はメキシコの榎本植民地の末裔である日墨共同会社に合流したことが確認されている。

以上のようにグアテマラ移民の痕跡は僅かに確認されるが、その後日の足跡については大部分解明されておらず、今後、グアテマラ側の資料の調査も待たれる。

グアテマラ移民は歴史の闇に消えたが、我々は1894年4月12日勅令第42号の「移民保護規則」の中にグアテマラ移民の衝撃を見出せる。同規則の大きな柱は、無条約国への移民の禁止、移民取扱人として認められるには地方長官を通じて内務大臣の許可を受けるべしとの条項であり（文書番号949、明治27年第2冊）、ここではグアテマラで明るみに出た問題への対応策が打ち出されている。

また、この「移民保護規則」が同年から始まるハワイ私約移民、その後の南米移民を規定していき、更には移民会社の活動の根拠になっていくことを考えると、グアテマラ移民の歴史的意義は決して小さくはない。

（本稿では、外交文書や明治時代の文献の引用に当たって、旧字体は新字体に、カタカナをひらがなに改めた。）

注

- 1) 第1班27名は1月18日に出発、続いて、7月25日に38名が、8月3日に10名が、8月6日に37名が出発。そして最終5班は32人からなり、同年8月15日にハワイを出航した。
- 2) 初期ラテンアメリカ・カリブ地域への日本人移民については、次を参照。石川友紀「西インド仏領ガドループ島における日本人契約移民（1894～1900）について—広島県出身移民を例として—」、『移住研究』、No.20、1983、3月、pp.113-137。メキシコについては、角山、1986。上野、1994。ペルーに関しては、多数に上るがとりあえず初期移民を詳述している次の文献参照。ペルー新報社『在ペルー邦人75年の歩み』、ペルー新報社、1974。
- 3) ファーガソンの略歴、本件への関わり方については、山本「ハワイ、そしてグアテマラへ—日本人の移動は人身売買だったのか?—」（『ハワイの日本人移民—人種差別事件が語る、もうひとつの移民像』所収）に詳細に取り纏められている。
- 4) 1893年グアテマラ日本人移民についてはほとんど研究書がないのが実情であるが、少ないながらもいくつかの研究はある。本件を真っ向から扱ったものとして、山本英政「ハワイ、そしてグアテマラへ—移動の目的は?—」（前掲書所収）と石井清史「幻のグアテマラ移民」がある。前者は、珍田の調査報告の概略を改めてまとめ直したもので、本件についての必須文献であり、後者は長年グアテマラに滞在した外交官である石井により、珍田への評価やマンダミエント制への着目を喚起している点で有益がある。
- 5) 参考として本契約書の日本語を付す。

右乙約者は農夫として「ホノルル」より「ゴアテマラ」国へ赴くことを希望し甲約者は右乙約者の妻及子二人（若し同行する時は本書の末段に掲ぐべし）を「ゴアテマラ」国迄無賃にて渡航せしめ其地に到着の上は農業に従事せしめ且つ其妻へも職業を得せしめることを約定し又右両約者は予め結約するにあらざれば誤解の生ずるの恐れあるを以て之を避けんが為めに前陳の目的に因り直ちに結約せんことを決せり。依て本条約を締結すること如左。

第1条 右乙約者…其妻及其子二人（若し同行する時は本書の末段に其旨を掲ぐべし）に下等船室並に相当の食物を給し「ホノルル」より「ゴアテマラ」迄渡航せしめ且つ相当の取扱を以て右乙約者並に妻子を「ゴアテマラ」の諸港より労働地に送致すべし

- 第2条 「ゴアテマラ」国に於ける目的地へ到着の上は甲約者は乙約者を其就業日の日より満3カ年間農夫の業に就かしめ又右乙約者の妻をも職業に就かしむべし。右職業を得る迄は甲約者は右乙約者並に其家族に健康上の差支なくして相当の便宜ある宿所を付与すべし。給料は乙約者就業の日より給与すべし。若し労働地に到着せし後一週間若しくは十日就業せざる場合に於ては食物並に宿所を得べしと雖も給料は実際就業の日に至らざれば之を受くるを得ざるものとす。甲約者は本契約の継続する間は右乙約者及其家族に対し無代償にて炊用の薪炭を給与すべし。
- 第3条 甲約者は乙約者に対して毎月10弗の賃金並に第10条に掲ぐる相当の食料を給し其妻に対して毎月6弗半の賃金並に相当の食料を給し且つ此賃金は甲約者の随意により合衆国金貨若しくは右金貨に相当する「ゴアテマラ」共和国の通貨にて支払うことを保証す。右甲約者若しくは其譲渡人は本契約の履行を保証する為め乙約者並に其妻（若し同行する時は）の賃金より2割5分を引去り置き本契約の満期に当り乙約者に支払うべし。本契約の期限内と雖も乙約者に於て疾病等の為め永く就業の見込なき場合に於ては之を日本国に送還すべし。而して其旅行費用は右2割5分の金額中より支払うべしと雖も費額充分ならざる場合には甲約者若しくは其の譲渡人は不足額を供給すべし。甲約者は第10条の条目に拠り宿所並に食料を乙約者及其妻子に与うべしと雖も乙約者は自己並に家族の為め自を毛布寝床及衣服を準備すべし。
- 第4条 甲約者は医師をして乙約者及家族を無料にて治療せしめ且つ薬剤を給与すべし。
- 第5条 甲約者は日数26日毎日10時間宛耕地に在て労働するを以て此定約に定むる農夫一ヶ月の労役となすべし。右定期時間外に於て労働する者は一時間毎に右乙約者は10仙其妻は8仙の割合を以て賃金を甘受するを得べし。労役の時刻は労働者が毎朝就業を報告する時より起算す。乙約者の病に罹る場合には無料にて医治薬剤を受け且つ食料宿所を与えをるべしと雖も罹病休養の時は賃金を受取るを得ざるものとす。
- 第6条 甲約者は乙約者及其家族に対し「ゴアテマラ」共和国法律の公平完全なる保護を保証し且つ此定約の継続する間は右乙約者及其家族は各種の人領税並に従軍義務を免るべきことを約す。
- 第7条 右乙約者は此契約に因り指定したる船舶に乗込み「ゴアテマラ」国に赴くべし。又予定の市 港を除くの外は他に上陸するを得ざるものとす。
- 第8条 本契約の継続する間は乙約者は其各條款を確守履行し且つ「ゴアテマラ」国の法律を遵奉するべし。又就業の日より満3カ年間正当合法なる職業を誠実に勤勉すべし
- 第9条 甲約者は左記の日を以て乙約者の国祭休日となすことに同意す。毎年1月1日及毎年11月3日即ち日本皇帝陛下の天長節。
- 第10条 食料目録如左 丁年者 米毎日1英斤 玉蜀黍毎日1英斤若しくは之に相当する麦粉若しくは豆 牛肉毎週2回1英斤半宛 醤油50人に対し毎月3「ガロン」入6桶宛 茶砂糖毎日2回及蕉実若しくは野菜 小児に対しては丁年者の半額を給す。
- 第11条 本契約に遵て労働せし乙約者にして契約の終期に当り日本に帰ることを望む者は丁年者は金貨30弗（12歳以下の小児は無賃）を以て日本迄の旅費を給与すべし。
- 6) ブラックバーダー (Blackbirder) とは、大農園や鉱山に労働者を供給するのを専業とした白人たちであり、特に中国南部の苦力輸送に精力的に活動した（増田，2004，p.146）。
- 7) Marti, 1998, p.17 の編者注1を参照。
- 8) 第1班は本文で記載したとおり、エル・サボテ農園、第2班及び第3班は「サンフランシスコ・ミラマール農園」、第4班及び第5班は「ホロリダ農園」であった。なお、ホロリダ移民は珍田視察時に既に離散しており、各地に散っていた。このため、珍田は旧ホロリダ移民の実情を掴む

ために複数の農園を回った。また、一部はプエルト・サンホセ港で日雇い労働に従事していた。残念ながらホロリダ農園については現段階で実態が分からない。

- 9) ディアス・ディロン一族に関しては, Casaús Arzú. 1994 を参照。当時のオリガキーについては, Dosal, 2005 を参照のこと。
- 10) 日本人が去った後, 1897 年にエル・サポテ農園はドイツ系企業「グアテマラ・ハンブルグ・プランテーション・ハンザ同盟会社 (La Compañía Anseática de Plantaciones Guatemala-Hamburgo)」に買収されることとなった。大著『グアテマラのコーヒーの歴史 (*Historia del café de Guatemala*)』によると, エル・サポテ農園は, 面積 73 カバジェリア (73 caballería = 985.5 ヘクタール) 有していたことが確認できる。
- 11) 但し, この系図にはエル・サポテ農園を管理していたホセの兄弟であるカルロス・ドウランが見当たらないため確証は持てないことは付言しておく。
- 12) コーヒーは飲料となるまで 3 段階を得る必要がある。コーヒー実の「収穫」, コーヒー果実を取り出す「精製」及び「焙煎」である。ここでは, 1 の「収穫」を含めた作業から 2 の「精製」作業に移されたということだと推測する。なお, コーヒーについては, 小澤, 2010 が有益。3 段階の説明に関しては, 同書, pp.46-58 を参照のこと。
- 13) グアテマラへのドイツ移民の歴史については, 最近復刊された Wagner, 2007 が有益である。
- 14) コロンバは, 監獄があったところで有名で「労働者に於て過失あるときは罪の軽重を問わず」監獄につながれた (珍田, 1894, p.39)。
- 15) 珍田のグアテマラにおける足跡は, グアテマラの新聞 *Diario de Centro América* でも報告されている。*Diario de Centro América*, 4 de enero, 1894, 5 de enero, 1894, 17 de enero, 1894, 29 de enero, 1894. グアテマラにおける日本の公人の初めての足跡であるため参考までに以下掲げる。

・珍田捨己一等領事のグアテマラ到着

DCA, jueves 4, enero de 1894 (vol. LXVIII)

日本代理公使

昨夜 (1月3日), 当地に珍田日本代理公使が到着した。同氏は「ホテル・エスパーニャ」3号室に宿泊している。日本の外交官殿当国へようこそ, 願わくはグアテマラへの同氏の使命が, 我国と繁栄する日本帝国との間の既存の外交関係を強化するものであることを祈念する。

・珍田捨己一等領事へのインタビュー

DCA, viernes 5, enero de 1894 (vol. LXVIII)

日本国皇帝の領事殿

今朝, 本紙記者 1 名が, 珍田氏が宿泊する「ホテル・エスパーニャ」の 13 号室を訪ねた。珍田氏は 35 歳位, 背は低く, 細身で, 欧州風に着飾り, 全体的にマナーもあるし気さくな人物である。正確な英語を話し, スペイン語は話そうとはしないが, スペイン語は書ける。挨拶を述べた後, 本紙記者は, 珍田氏にグアテマラでの公務内容につき質問することを認められた。珍田氏は本紙記者に, 彼はカリフォルニアの在サンフランシスコ日本国領事であり, 当国に居住する 170 名 [ママ] の日本人労働者がいかなる条件下にあるのかを調査する目的で, 臨時領事としてグアテマラを訪問したと語ってくれた。また, 今回の出張が終了すれば直ぐにでも, 同氏が信じているところによると, 前記したように同氏が日本領事を勤めるサンフランシスコに帰るとのことである。珍田氏は本紙記者に日本に関係するあらゆる分野の情報を提供するつもりであると語り, 実際に日本の 2 新聞を 1 部ずつ本紙記者に贈った。新聞は「東京日日新聞」と「日本」であり, 日本帝国の首府江戸で発行されたものである。

・珍田領事ミラマール農園へ

DCA, miercoles 17, enero de 1894 (vol. LXVIII)

消息筋。日本国領事珍田氏は、カリフォルニアのサンフランシスコに昨日戻ったのではなく、コッホ・ハグマン社の所有するサンフランシスコ・ミラマール農園に向けて出発した由。同氏は同地で就労する日本人労働者に会う目的で出立した。珍田氏は24日の蒸気船でグアテマラ市に帰還する予定である。

・珍田領事出立間近

DCA, lunes 29, enero de 1894 (vol. LXVIII)

日本人—珍田氏が我々に提供した情報によって、日本人労働者が就労する一部の農園では、彼らは各々の契約を忠実に履行しているが、他の農園ではそうではないということを我々は知る。就労者の名前は今の所珍田氏が控えている。おそらく日本の臨時領事は、次の便でカリフォルニアのサンフランシスコに帰るだろう。

16) 註 15, DCA, viernes 5, enero de 1894 を参照。

17) Juárez Rodríguez, 2006, p.38.

この時代を代表する海上権力論者アルフレッド・マハンの多数の論考には、パナマかニカラグア、どちらに運河が建設されるかに多大な関心が寄せられている。

18) ラソは、短期間ながらもグアテマラの外務大臣を務めたことがある (Zeceña Flores, 2006, pp.103-106)。その任期は1885年末～86年4月の僅か4ヶ月程度であった。1857年ホンジュラスに生まれ、若年時にグアテマラに移り、グアテマラ政府で外相を含めた要職を歴任した後、1893年頃から米国公使をつとめていたようである。滞米生活は長く、最後は1938年ニューヨークで没した。

19) 「雑録 グアテマラ国出稼人墨国に流浪す」

20) 「海外移住殖民二関スル決議案」, 『第八回帝国議会衆議院議事速記録』, 第52号, p.938。

21) 屋須については比較的文献が多い。寺田和夫, 『アンデス一人歩き』, 日本経済新聞社, 1977所収の「ある明治移民のドラマ—写真家・屋須弘平」。多田功「中米に没した—日本人—屋須弘平, その光と影」, 『移住研究』25, pp.26-31, 角田, 1986, p.17。藤沢町文化振興課編／小坂亜矢子訳『グアテマラの写真家 屋須弘平の手記—波乱万丈の生涯』, 藤沢町文化振興協会, 2004。「屋須弘平—100年前にアンティグアで暮らした日本人写真家」桜井三枝子編『グアテマラを知るための65章』, 明石書店, 2006等。また、屋須自身の手記については、屋須が暮らしたメソアメリカ社会文化センター (CIRMA) に彼の写真と共に収められている。

22) 荒川己次「墨国移民地調査報告」, pp.14-15。

参考文献

新聞資料

Diario de Centro América (DCA), 1894 (4 de enero, 5 de enero, 17 de enero, 26 de enero, 29 de enero), Guatemala.

外交文書 (引用時は文書番号を引くものとする)

明治26年 『日本外交文書』, 第26巻

事項二「新条約締結ニ関スル件」, 文書番号97～100。

事項一五「南米『ガテマラ』国へ本邦人出稼一件」, 文書番号313～333。

明治27年 『日本外交文書』, 第27巻第1冊

事項二「新条約締結ニ関スル件」, 文書番号 244 ~ 250。

明治 27 年 『日本外交文書』, 第 27 卷第 2 冊

事項二〇「『ガテマラ』国へ本邦人出稼一件」, 文書番号 947 ~ 957。

議会関係文書

明治 28 年 3 月 23 日 「海外移住殖民ニ関スル決議案」, 『第八回帝国議会衆議院議事速記録』, 第 52 号, pp.938 - 939。

書籍・論文等

荒川己次

1908 - 1911 「墨国移民地調査報告」, 『移民調査報告』, 第 3 冊第 1 回, pp.1 - 33。

アンダーソン, ベネディクト

1997 『増補 想像の共同体 ナショナリズムの起源と流行』, 白石さや, 白石隆, NTT 出版。

青柳 郁太郎

1894 「南遊紀行附秘魯事情」, 『殖民協会報告』, 第 19 号, pp.379 - 424。

井沢 実

1972 『ラテン・アメリカの日本人』, 財団法人国際問題新書。

石井 清史

1987 「幻のグアテマラ移民」, 『移住情報』, No.87-1 (通巻第 98 号), pp.26 - 37。

伊藤 米次郎 (伊東 米治郎)

1895 「中米グアテマラ共和国探検録」, 『殖民協会』, 第 21 号, pp.7 - 32。

1895 「グアテマラ実見談」, 『殖民協会』, 第 22 号, pp.147 - 162。

入江 寅次

1981 『邦人海外発展史 (上)』, 原書房。

上野 久

1994 『メキシコ榎本殖民 榎本武揚の理想と現実』, 中公新書。

小澤 卓也

2010 『コーヒーのグローバル・ヒストリー 赤いダイヤか, 黒い悪魔か』, ミネルヴァ書房。

角山 幸洋

1986 『榎本武揚とメキシコ殖民』, 同文館。

殖民協会

1893 「雑録 グアテマラ国出稼人墨国ニ流浪ス」, 『殖民協会』, 8 号, pp.489 - 491。

竹沢 太一, 福田 顕四郎, 中村 正道

1893 『墨西哥探検実記』, 博文堂。

珍田 捨己

1894 『珍田一等領事瓜地馬羅国出張取調報告』, 外務省通商局第二課。

寺田 和夫

1977 『アンデス一人歩き』, 日本経済新聞社。

長沢 別天

1892 「日本国の来世と西班牙語」, 『亜細亜』, 第 45 号, pp.5-7。

根本 正

1895 『南米伯刺西爾, 中米ニ加拉瓦, 瓦地馬拉, 西印度ゴアデロブ探検報告』, 外務省通商局。

増田 義郎

2004 『太平洋－開かれた海の歴史』, 集英社。

マハン, アルフレッド T

2010 『マハン海上権力論集』, 麻田貞雄, 講談社。

マルティ, ホセ

2005 「グアテマラ」(『ホセ・マルティ選集 飛翔する思想』, 青木康征, 柳沼孝一郎訳, pp.99-175。
日本経評論社。

水野 守

2010 「長沢別天の人種競争論」, 『歴史評論』, No. 717, pp.79-94。

屋須 弘平

2004 『グアテマラの写真家 屋須弘平の手記一波乱万丈の生涯』, 藤沢町文化振興協会。

山本 英政

2005 『ハワイの日本人移民一人種差別事件が語る, もうひとつの移民像』, 明石書店。

Acuña Ortega, Victor Hugo (ed.)

1993 *Historia General de Centroamérica*, Comunidades Europeas, 1492-1992 Quinto centenario España, FLACSO, Madrid.

Cabezas, Horacio

2004 “Escuintla”, *Gararúa Guatemala*, Año 7 Número 21, pp.19-23.

Castellanos Cambranes, Julio

1996 *Café y campesinos. Los orígenes de la economía de plantación moderna en Guatemala, 1853–1897* (2ª ed.), Editorial Catriel S.L., Madrid.

Casaús Arzú, Marta Elena

1994 “La pervencia de las redes familiares en la configuración de la elite de poder centroamericana (El caso de la familia Diaz Durán)”, *Anuarios de Estudios Centroamericanos Vol. 20 No.2 1994*, pp.41 – 69.

2007 *Guatemala: linaje y racismo*, F&G Editores, Guatemala.

Dosal, Paul

2005 *El ascenso de las élites industriales en Guatemala, 1871 – 1944*, Piedra Santa Editorial, Guatemala.

Gaitán A. Hector

1992 *Los Presidentes de Guatemala*, Artemis-Edinter, Guatemala.

Juárez Rodríguez, Orient Bolívar

2006 *Japón y Nicaragua: Contribución a la historia de sus relaciones diplomáticas*, Ministerio de Relaciones Exteriores de Nicaragua, Embajada de Japón y Nicaragua, Managua.

Martí, José

1998 *Guatemala*, Editorial Universitario, Guatemala.

Rippy, J. Fred

1940 “Justo Rufino Barrios and the Nicaraguan Canal”, *The Hispanic American Historical Review*, Vol. 20, No. 2 (May), pp.190 – 197.

Taracena, Arriola, Arturo (co.)

2002 *Etnicidad, estado y nación en Guatemala, 1808 – 1944*, CIRMA, Antigua.

Wagner, Regina

2001 *Historia del café de Guatemala*, Anacafé, Guatemala.

2007 *Los alemanes en Guatemala 1828 – 1944, Tercera edición*, Afanes, S.A., Guatemala.

Zeceña Flores, Roberto

2006 *Los ministerios de relaciones exteriores de Guatemala 1839 – 2003*, Centro Impresor PS, S.A., Guatemala.

